



宮 崎 県 公 報

令和3年2月1日(月曜日) 第 176 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 2

○宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 2

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数…………… (") 2

○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2

頁

○民有林の保安林の指定予定 (3件) …………… (自然環境課) 2
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始 (3件) …………… (") 3
○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 4

公 告

○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 5
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 6
○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令 (2件) …………… (管理課) 7

人事委員会規則

○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則…………… 7
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 8

規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第1号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成10年宮崎県規則第15号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(部長等) 第 263条 [略]	(部長等) 第 263条 [略]
第 264条 前条第12項に規定する課長補佐は、必要に応じ、一の課に2人以上置くことができる。	第 264条 第 263条の2 前条の規定にかかわらず、健康増進課感染症対策室に室長補佐を置く。 2 室長補佐は、室長を補佐する。
2 [略] (交通・地域安全対策監等)	2 [略] (交通・地域安全対策監等)
第 265条 前2条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。 [略]	第 265条 前3条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。 [略]
(県参事等)	(県参事等)
第 266条 前3条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。 [略]	第 266条 前4条に規定する職のほか、本庁に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。 [略]
2 前3条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本	2 前4条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本

庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

庁の組織に、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第78号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
黒木病院	延岡市北小路14番地1

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年2月1日から令和6年1月31日まで

宮崎県告示第79号

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号）第7条、第11条及び第15条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和3年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数（令和2年宮崎県告示第41号）は、令和3年3月31日限り、廃止する。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550800090	メロディ	西都市大字清水 7 93番地	社会福祉法人光陽会	西都市大字清水 7 93番地	令和3年2月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第82号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字轟山4243-4

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

費納付金に関する条例（以下「条例」という。）第7条の知事が定める数は、0.7804372270733とする。

2 条例第11条の知事が定める数は、0.7881516686833とする。

3 条例第15条の知事が定める数は、0.8512116748313とする。

宮崎県告示第80号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和3年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数（令和2年宮崎県告示第42号）は、令和3年3月31日限り、廃止する。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「算定政令」という。）第9条第8項の知事が定める数は、0.9492699189305とする。

2 算定政令第10条第6項の知事が定める数は、0.999999981609とする。

3 算定政令第11条第6項の知事が定める数は、0.999999956379とする。

宮崎県告示第81号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第83号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字日ヶ暮4527、4528、4531、4533

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第84号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、

次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字押方字日ヶ暮4562-2

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第85号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年2月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字赤穂突2730	旧	14.5～15.5	20.3

			番地先から同市同町浦之名同字2730番地先まで	新	14.5～78.2	20.3
--	--	--	-------------------------	---	-----------	------

宮崎県告示第86号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年2月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原字椎葉内未1449番40地先から同市同町菅原同字未1449番47地先まで	旧	6.1～9.0	107.2
				新	8.6～11.3	106.7

宮崎県告示第87号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年2月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影宇目線	西臼杵郡日之影町大字七折字平清水8335番7地先から同郡同町同大字同字8333番1地先まで	令和3年2月1日

宮崎県告示第88号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年2月1日から同年同月15日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
12	県道	都城東環状線	都城市梅北町162番2地先から同市同町140番地先まで	令和3年2月1日

宮崎県告示第89号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年2月1日から同年同月15日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
12	県道	都城東環状線	都城市梅北町140番地先から同市同町1701番5地先まで	令和3年2月1日

宮崎県告示第90号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
宮崎中央農 業協同組合	宮崎市丸島 町1番17号 宮崎中央 農業協同組 合本店内	宮崎中央農 業協同組合	宮崎市丸島 町1番17号 宮崎中央 農業協同組 合本店内	令和2年 10月19日
	宮崎市北権 現町186番 地1 宮崎 中央農業協 同組合宮崎 支店内	宮崎市北権 現町186番 地1 宮崎 中央農業協 同組合宮崎 支店内		

宮崎市大字
恒久字鳥ノ
巢6173-58
宮崎中央
農業協同組
合大淀支店
内

宮崎市大字
恒久字鳥ノ
巢6173-58
宮崎中央
農業協同組
合大淀支店
内

宮崎市大字
浮田3117番
地1 宮崎
中央農業協
同組合生目
支店内

宮崎市大字
浮田3117番
地1 宮崎
中央農業協
同組合生目
支店内

宮崎市大字
瓜生野2187
番地1 宮
崎中央農業
協同組合北
支店内

宮崎市大字
瓜生野2187
番地1 宮
崎中央農業
協同組合北
支店内

宮崎市大字
島之内1789
番地 宮崎
中央農業協
同組合住吉
支店内

宮崎市大字
島之内1789
番地 宮崎
中央農業協
同組合住吉
支店内

宮崎市大字
恒久1005番
地 宮崎中
央農業協同
組合赤江支
店内

宮崎市大字
恒久1005番
地 宮崎中
央農業協同
組合赤江支
店内

宮崎市大字
本郷南方41
42番地 宮
崎中央農業
協同組合赤
江南支店内

宮崎市大字
本郷南方41
42番地 宮
崎中央農業
協同組合赤
江南支店内

宮崎市恒久
3丁目10番
地13 宮崎
中央農業協
同組合恒久
支店内

宮崎市恒久
3丁目10番
地13 宮崎
中央農業協
同組合恒久
支店内

宮崎市大字
熊野565番
地 宮崎中

宮崎市大字
熊野565番
地 宮崎中

央農業協同組合木花支店内 宮崎市清武町船引 185 番地 1 宮崎中央農業協同組合南宮崎支店内 宮崎市清武町加納 4 丁目 1 番地 宮崎中央農業協同組合加納支店内 宮崎市田野町乙9358番地 宮崎中央農業協同組合田野支店内 宮崎市佐土原町下田島 9875-3 宮崎中央農業協同組合佐土原支店内 宮崎市佐土原町東上那珂 14829番地 1 宮崎中央農業協同組合那珂支店内 宮崎市佐土原町上田島 1946番 3 宮崎中央農業協同組合西佐土原支店内 宮崎市高岡町飯田 182-3 宮崎中央農業協同組合高岡	央農業協同組合木花支店内 宮崎市清武町船引 185 番地 1 宮崎中央農業協同組合南宮崎支店内 宮崎市清武町加納 4 丁目 1 番地 宮崎中央農業協同組合加納支店内 宮崎市田野町乙9358番地 宮崎中央農業協同組合田野支店内 宮崎市佐土原町下田島 9875-3 宮崎中央農業協同組合佐土原支店内 宮崎市佐土原町東上那珂 14829番地 1 宮崎中央農業協同組合那珂支店内 宮崎市佐土原町上田島 1946番 3 宮崎中央農業協同組合西佐土原支店内 宮崎市高岡町飯田 4 丁目 6 番地 1 宮崎中央農業協同組	支店内 宮崎市高岡町小山田69番地5 宮崎中央農業協同組合穆佐支店内 国富町大字本庄1979-1 宮崎中央農業協同組合国富支店内 東諸県郡国富町大字八代南俣2697-1 宮崎中央農業協同組合八代支店内 東諸県郡国富町大字木脇1236 宮崎中央農業協同組合木脇支店内 東諸県郡国富町大字森永1706-1 宮崎中央農業協同組合森永支店内	合高岡支店内 宮崎市高岡町小山田69番地5 宮崎中央農業協同組合穆佐支店内 東諸県郡国富町大字本庄1979-1 宮崎中央農業協同組合国富支店内 東諸県郡国富町大字八代南俣2697-1 宮崎中央農業協同組合八代支店内 東諸県郡国富町大字木脇1236 宮崎中央農業協同組合木脇支店内 東諸県郡国富町大字森永1706-1 宮崎中央農業協同組合森永支店内
<div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">公 告</div>			
保安林の令和3年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。			
令和3年2月1日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣			
同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)	
単位区域名	保安林の種類		
北川	水源かん養保安林		653.38

北川	土砂流出防備保安林	94.52
北川	干害防備保安林	1.65
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,180.89
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	173.38
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.02
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	1,128.16
五十鈴川	土砂流出防備保安林	22.97
五十鈴川	干害防備保安林	19.51
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	1,948.07
耳川	土砂流出防備保安林	117.51
耳川	干害防備保安林	1.10
小丸川上流	水源かん養保安林	251.75
小丸川上流	土砂流出防備保安林	27.03
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,782.48
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	126.59
一ッ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ッ瀬川	保健保安林	3.58
小丸川下流	水源かん養保安林	937.75
小丸川下流	土砂流出防備保安林	26.88
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	630.92
川内川上流	土砂流出防備保安林	66.61
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	20.67
大淀川本流	水源かん養保安林	1,280.28
大淀川本流	土砂流出防備保安林	160.16
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.68
大淀川本流	干害防備保安林	13.72
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,683.14
本庄川	土砂流出防備保安林	12.28
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.74
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,208.49
大淀川中流	土砂流出防備保安林	65.80
大淀川中流	干害防備保安林	0.70
広渡川	水源かん養保安林	912.48
広渡川	土砂流出防備保安林	149.48
広渡川	干害防備保安林	1.68
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	380.94
福島川	土砂流出防備保安林	16.25
福島川	干害防備保安林	3.88

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェニックスガーデンうきのじょう

宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠

東京都千代田区神田練堀町3番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤

結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木

勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号

青山商事株式会社 代表取締役 青山理

広島県福山市王子町一丁目3番5号

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山 717番地1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

コネクシオ株式会社 代表取締役 井上裕雄

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏

静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6

株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基

宮崎市橋通東五丁目6番7号

株式会社マックハウス 代表取締役 北原久巳

東京都杉並区梅里一丁目7番7号

株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三

大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目16番1号

（変更後）株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤

結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

青山商事株式会社 代表取締役 青山理

広島県福山市王子町一丁目3番5号

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山 717番地1

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

コネクシオ株式会社 代表取締役 井上裕雄

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏

静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6

株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基

宮崎市橋通東五丁目6番7号

株式会社マックハウス 代表取締役 北原久巳
東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三
大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目16番1号

- 4 変更の年月日
令和2年9月1日
- 5 変更する理由
小売業者の合併による社名及び代表者変更のため
- 6 届出年月日
令和3年1月20日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和3年2月1日から令和3年6月1日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
令和3年2月1日から令和3年6月1日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 処分をした年月日
令和3年1月20日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社鎌田建築
宮崎県小林市野尻町紙屋 828-7
宮崎県知事許可（特-28）第1566号
- 3 処分を受けた者の代表者の氏名
青屋 繁
- 4 処分の内容
令和3年2月3日から令和3年2月12日までの10日間、建築工事業に係る営業のうち、民間工事に係るものの営業停止を命じる。
(注1) 「建築工事業に係る営業」とは、発注者から建築一式工

事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

- 5 処分の原因となった事実
株式会社鎌田建築は、民間発注の12件の鶏舎建築工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して建設業の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超えて下請契約を締結した。
このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

令和3年2月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 処分をした年月日
令和3年1月20日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社卓萬
宮崎県都城市高城町大井手2173-1
宮崎県知事許可（般-2）第14063号
- 3 処分を受けた者の代表者の氏名
五十川 卓馬
- 4 処分の内容
令和3年2月3日から令和3年2月12日までの10日間、機械器具設置工事業に係る営業のうち、民間工事に係るものの営業停止を命じる。
(注1) 「機械器具設置工事業に係る営業」とは、発注者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。
(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
- 5 処分の原因となった事実
株式会社卓萬は、民間発注の12件の鶏舎建築工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な範囲を超える建設工事を請け負った。
このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

人事委員会規則

職員の前級基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月1日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第1号

職員の前級基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則（平成28年宮崎県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 行政職給料表級別基準職務表（知事）		別表第1 行政職給料表級別基準職務表（知事）	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
5級	<u>1～4</u> [略]	5級	<u>1</u> 本庁の室長補佐の職務 <u>2～5</u> [略]
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第2号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第5条の3関係）				別表第1（第5条の3関係）					
組織区分	給料表	職	加算割合	組織区分	給料表	職	加算割合		
知事 部局	行政 職	本庁	[略]	知事 部局	行政 職	本庁	[略]		
			課長補佐、工事検査専門員、副参事補			[略]		課長補佐、 <u>室長補佐</u> 、 工事検査専門員、副参事補	[略]
			[略]				[略]		[略]
			[略]				[略]		[略]
	[略]				[略]				
	[略]				[略]				
	[略]				[略]				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。